

貸金業法等改正に係る政府令の概要について

平成19年11月
金融庁・法務省

目次

I 貸金業の適正化

- 1. 貸金業への参入条件の厳格化 1
- 2. 貸金業協会の自主規制機能強化 1
- 3. 行為規制の強化
 - 書面交付 2
 - その他の行為規制 3
- 4. 業務改善命令の導入 3

II 過剰貸付けの抑制

- 1. 指定信用情報機関制度の創設 4
- 2. 総量規制の導入 5

III 金利体系の適正化

- 1. 上限金利の引下げ 6
- 2. 金利の概念 6
- 3. 日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止 6

IV 施行スケジュール

. 7

3. 行為規制の強化

書面交付

<法律のポイント>

○ リボ契約(基本契約・個別貸付け)の交付書面に
関する規定の導入 <法第17条>

○ 連帯保証人の保護を徹底するため、連帯保証人
に対して、催告・検索の抗弁権がないことを保証人に対
する事前書面・契約書面の記載事項に追加
<法第16条の2・法第17条>

○ マンスリーステートメント方式や電子化による書
面交付の導入(利息制限法以下の貸出金利で、顧客の承諾
がある場合)
<法第17条第6項・第7項・第18条第3項・第4項>
※「マンスリーステートメント方式」=個々の貸付け・弁済時には
簡素な交付書面とし、定期的(例えば1か月ごと)に貸付け・弁
済に関する情報をまとめて記載した書面を交付する方式。

○ 契約前の事前の書面交付の義務付け
<法第16条の2>

○ 重要事項変更の場合の書面の再交付の義務付け
<法第17条>

<政府令のポイント>

○ リボ契約について、現行法の記載事項と同等の内
容に加え、
・「利息額が利息制限法超の場合には支払義務が
ない」旨<経過期間中>
・トータルの元利負担額<完全施行時>
を基本契約時・個別貸付け時の両書面に記載する
ことが原則
→利息制限法以下のリボ契約については、
基本的な契約内容に関わらない重複事項の
省略など簡素化

○ マンスリーステートメントの記載事項について規定

○ マンスリーステートメントの利用に係る借り手の承
諾については、既存のリボ契約に限り、業者からの
通知に異議がなければ承諾と認める方式も可能

○ パソコンに加え、顧客が保存・印刷できる場合、
携帯電話(メール)による書面交付も可能
(携帯電話については、交付後3か月内は顧客の要請があれ
ば紙ベースの書面交付を行うことが条件)

○ 事前書面として申込書付パンフレット様式も可能
(極度額・利率等の明示は必要)

○ 重要事項の範囲を規定
→返済方式や担保の内容等の変更の場合
(利率の引下げ等の顧客に有利な契約内容の変更や、
極度額・限度額の減額の場合は除く)

その他の行為規制

<法律のポイント>

○ 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを原則禁止

<法第12条の7>

○ 公正証書作成にかかる委任状の取得を禁止。
利息制限法の金利を超える貸付けの契約について
公正証書の作成を禁止

<法第20条>

○ 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、
取立規制を強化

<法第21条>

<府令のポイント>

○ 住宅ローン及び住宅ローンのつなぎに例外を
限定

4. 業務改善命令の導入

○ 規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消
や業務停止に加え、業務改善命令を導入

<法第24条の6の3>

II 過剰貸付けの抑制

1. 指定信用情報機関制度の創設

<法律のポイント>

- 信用情報の適切な管理や全件登録などの条件を満たす信用情報機関を指定する制度を導入
- 貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備

<法第3章の2>

- 貸金業者は、指定信用情報機関に個人信用情報として以下の事項を提供する義務 <法第41条の35>
 - ・ 個人を識別できる事項
 - ・ 契約年月日
 - ・ 貸付けの金額
 - ・ その他の事項

- 指定信用情報機関が複数ある場合、相互に個人信用情報の交流を義務づけ <法第41条の24>

<府令のポイント>

- 信用情報の規模、財産的基礎に係る指定の要件を規定
 - ・ 加入貸金業者数100社以上、貸付残高5兆円以上
 - ・ 純資産額5億円以上

- 名寄せを正確に行うため、個人を識別できる事項の内容を規定
 - ・ 氏名、住所、生年月日及び電話番号
 - ・ 勤務先の商号又は名称
 - ・ 運転免許証、健康保険証、パスポート等の記号番号

- その他の内容を規定
 - ・ 貸付けの残高
 - ・ 元本又は利息の支払の遅延の有無
 - ・ 総量規制を超える貸付けが可能な契約に該当する場合には、その旨

2. 総量規制の導入

<法律のポイント>

- 貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務づけるとともに、
 - ・ 自社からの借入残高が50万円超となる貸付け
 - 又は
 - ・ 総借入残高が100万円超となる貸付けの場合には、年収等の資料の取得を義務づけ
<法第13条>
- 住宅ローン等を除き、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けを原則として禁止
ただし、顧客の利益の保護に支障を生ずることがない貸付けである場合には、年収の3分の1を超える貸付けを行うことも可能
<法第13条の2>

- リボルビング契約について、途上与信によるチェックを義務づけ
<法第13条の3>
- 途上与信の結果、総借入残高が年収の3分の1を超えることが判明した場合、貸付けを抑制するための措置を講じる必要
<法第13条の4>

<府令のポイント>

- 住宅ローン等の内容を規定
 - ・ 不動産購入のための貸付け(そのためのつなぎ融資を含む)
 - ・ 自動車購入時の自動車担保貸付け
 - ・ 高額療養費の貸付け 等
- 顧客の利益の保護に支障を生ずることがない貸付けの内容を規定
 - ・ 有価証券担保貸付け
 - ・ 不動産担保貸付け(居宅等の生計の維持に不可欠なものを担保とする場合を除く)
 - ・ 売却予定不動産の売却代金により返済される貸付け
 - ・ 顧客に一方向的に有利となる借換え(毎回返済額・総返済額が減少し、追加担保・保証なしの場合)
 - ・ 緊急の医療費(高額療養費を除く)の貸付け
 - ・ 配偶者と併せた年収の3分の1以下の貸付け(配偶者の同意が必要)
 - ・ 個人事業主向けの貸付け(当該事業主の返済能力を超えない場合に限る)
- 途上与信の要件等を規定
 - ・ 1ヶ月の借入の合計額が5万円以上、かつ、借入残高が10万円以上の場合 → 毎月チェック
 - ・ 上記にあたらない場合でも、借入残高が10万円以上の場合 → 3ヶ月ごとにチェック
- 貸付けを抑制するための措置を規定
 - ・ 極度額の減額又は新たな貸付けの停止

III 金利体系の適正化

1. 上限金利の引下げ

- 貸金業法上の「みなし弁済」制度(グレーゾーン金利)を廃止し、出資法上限金利を20%に引き下げる
(これを超える場合は刑事罰を科す) <出資法第5条第2項>

2. 金利の概念

<法律のポイント>

- 業として行う貸付けの利息には、契約締結費用及び債務弁済費用も含むこととする
(ただし、以下のものを除く)
 - ・ カードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用(政令)
 - ・ 公租公課
 - ・ 強制執行、担保権実行の費用等
 - ・ ATM利用料(政令に上限を委任)<法第12条の8第2項、利息制限法第6条第2項、出資法第5条の4第4項>

<政令のポイント>

- 利息から除かれるものを規定 (事務手続きに要する費用)
 - ・ ローンカードの再発行手数料
 - ・ 法定書面の再発行手数料
 - ・ 口座再振替費用

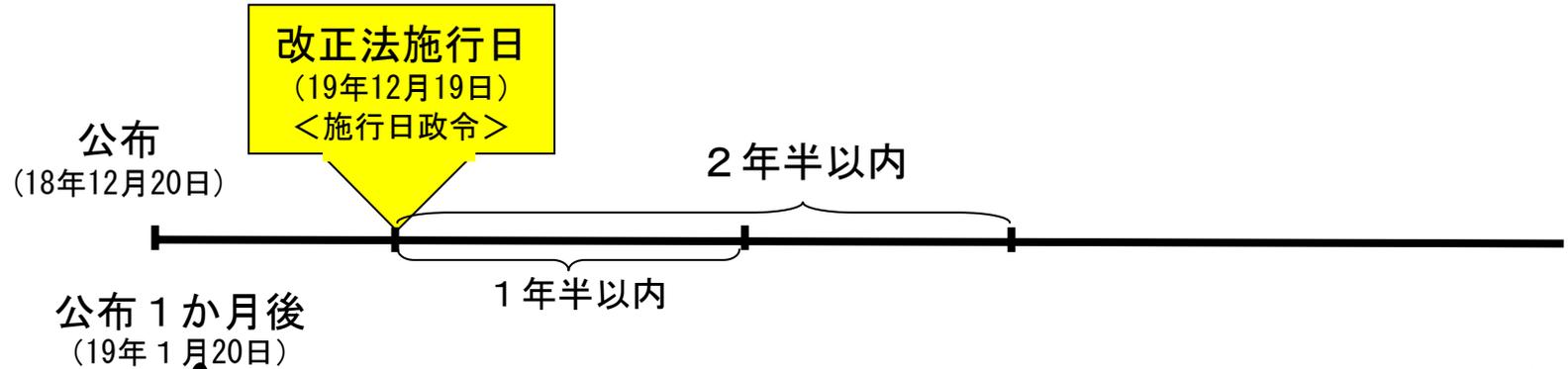
- 利息から除かれるATM利用料の上限を規定 (事務手続きに要する費用)
 - ・ 1万円以下 105円
 - ・ 1万円超 210円(注)印紙税は公租公課(3万円以上の返済の場合)

- 保証料を利息と合算して規制
<利息制限法第8条・第9条、出資法第5条の2・第5条の3>

3. 日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止

IV 施行スケジュール

←----- 概ね3年間 ----->



①罰則強化

②取立規制強化、
新貸金業協会設立（自主規制ルール強化）など

③貸金業取扱主任者の資格試験

④財産的基礎要件引上げ

⑤事前書面交付義務の導入

⑥指定信用情報機関制度・
総量規制

⑦上限金利の引下げ等

資格試験実施 配置を義務化

2000万円へ引上げ 5000万円へ引上げ

(システム対応等の準備)

指定信用情報機関
制度の導入 (指定申請) 総量規制
の導入

(システム対応等の準備)

(既存の借り手への影響に配慮)